

総会 出欠票 兼 委任状・書面議決書（記入例）

組織の名称： _____ 総会の名称と日時： _____ 提出期限： _____

項目	記入欄	書き方のポイント
出欠	欠席します（書面で議決権を行使します）	出席・欠席（委任）・欠席（書面）のどれか1つに○
委任状（欠席して委任する場合）	（この例は書面で行使するので記入しない）委任する場合の書き方: 私は、山田 花子（同じ世帯の成年者）を代理人と定め、2026年3月14日の第10回通常総会に出席し、あらかじめ通知のあった議案について議決権を行使することを委任します	委任と書面議決はどちらか一方。代理人の氏名を必ず書く
書面議決書 第1号議案	2025年度事業報告・決算の承認 → 賛成	議案ごとに賛成・反対のどちらかに○
書面議決書 第2号議案	2026年度事業計画・収支予算の設定 → 賛成	
書面議決書 第3号議案	定款の一部変更（事業年度の変更） → 反対	特別決議の議案も書面で賛否を示せる
書面議決書 第4号議案	役員の選任 → 賛成	
記入日	2026年3月10日	総会の前日までに届くように出す
住所	〇〇市〇〇町123	
氏名（署名又は記名押印）	山田 太郎 ㊞	定款・規約の決まりに従う
代理人の受付（組織が記入）	（委任の場合に記入）代理人 〇〇 確認日 〇月〇日 受付者 〇〇	委任の場合、当日、代理人がこの紙を持参したことを確かめる

- 記入例は架空の農事組合法人の通常総会です。委任と書面議決は、どちらか一方だけを選びます。
- 農事組合法人の組合員は、総会に出席しない場合、書面又は代理人で議決権を行えます。書面や代理人で議決権を行った人は出席者とみなされます（農業協同組合法72条の14）。代理人になれる人・1人が代理できる人数・提出の期限は定款で決めます（農林水産省の定款例では、代理人は同じ世帯の成年者か他の組合員、代理は1人まで、書面は総会の前日まで）。
- 部会・集落営農などの任意の団体は、委任状や書面議決を認めるか、出席に数えるかを規約で決めておきます。